

地球温暖化対策実行計画

令和5(2023)年度～令和12(2030)年度



荒川区

はじめに

近年、わが国をはじめ世界各地で記録的な猛暑や洪水、巨大台風、大規模な森林火災等が発生しており、それらの自然災害は、地球温暖化が要因の一つと考えられています。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）第6次報告書（2021年8月）では、「人間の活動の影響によって大気、海洋、陸域が温暖化していることは疑う余地がない」として、地球温暖化対策のための早急な対応を促しています。

わが国においても、2020年10月に「2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を表明しましたが、2022年2月以降のウクライナ・ロシア情勢は、化石燃料の多くを輸入に依存するわが国のエネルギー政策を根底から揺るがす事態になっています。

そうした状況において、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の一つである「気候変動に具体的な対策を」講じるためには、地球規模で問題を捉えつつ、社会経済活動や日々の暮らしの中において一人一人の行動の積み重ねが重要であり、住民に最も身近な基礎自治体である区が果たす役割がより一層高まっています。

この様なことから区では、2021年6月に、2050年までに温室効果ガスを実質排出ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明したところです。この表明に基づき、「脱炭素社会」への転換を促進するため、区民、事業者、区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進するため「荒川区地球温暖化対策推進条例」を新たに制定することとし、あわせて、対策をより具体的に示し実践していくため、「荒川区地球温暖化対策実行計画」を改定することといたしました。

今回の改定では、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた重要な期間であるとの認識のもと、区の地域特性を踏まえながら既存の施策等を見直し、中期目標として2030年度の削減目標を設定するとともに、日常生活で取り組める温暖化対策の「アクションプラン」を新たに設定するなど、内容の充実を図りました。

区は本計画を脱炭素社会への道標に、区民、事業者、区が「環境区民」として一丸となり、ゼロカーボンシティの実現に向け、施策を着実に進めてまいります。

結びに、本計画の改定にあたり貴重な御意見、御提案を頂きました荒川区地球温暖化対策協議会、荒川区環境審議会の委員の皆様、区議会をはじめ区民の皆様、関係機関の方々に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

荒川区長 西川 太郎



荒川区地球温暖化対策実行計画 目次

第1章 計画の改定に当たって	
1. 計画の背景	2
2. 計画の目的	6
3. 計画の期間	7
4. 計画の対象	8
第2章 地球温暖化の状況	
1. 世界の気候の状況と将来予測	10
2. 国内及び東京 23 区の気候状況と将来予測	12
第3章 荒川区の概況と温室効果ガス排出量等の状況	
1. 地域の概況	18
2. 荒川区におけるエネルギー消費量の状況	22
3. 荒川区における温室効果ガス排出量の状況	27
第4章 地球温暖化防止に向けての評価と課題	
1. 前計画の取組状況	32
2. 前計画における削減目標の達成状況と評価	34
3. 「脱炭素社会」へ転換していく上での課題	34
第5章 削減目標及び達成方針	
1. 削減目標の設定	40
2. 削減目標の達成方針	43
第6章 削減目標達成のための基本施策	
1. 計画の施策体系	46
2. 削減目標達成のための基本施策	48
第7章 気候変動による影響への適応策	
1. 影響の分野と適応策	74
2. 荒川区における適応策の抽出	75
3. 適応策の体系	79
4. 適応の基本施策	80
第8章 計画の推進に向けて	
1. 計画の推進体制	86
2. 計画の進行管理	88
3. 区民及び事業者の積極的な参画	89
資料編	
1. 計画改定の経緯	92
2. 荒川区地球温暖化対策協議会委員名簿	93
3. 荒川区地球温暖化対策協議会 規約	94
4. 国内及び荒川区のこれまでの取組状況	96
5. エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の算定方法	98
6. 削減対策をしない場合の将来推計	99
7. 削減目標	101
8. 用語集	104